

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対する福祉サービスの大阪府内市(地方公共団体)の取組事例

地方公共団体	事業名	目的	事業内容	サービス事業名等
豊中市	豊中市医療的ケアを必要とする障害児(者)短期入所事業	医療的ケアを必要とする障がい児(者)短期入所事業は、障がい者又は障がい児で、居宅において常時医療的ケアを要するものが、介護を行う者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることができない時、一時的に施設に入所することにより、障がい児(者)及びその介護者等の生活支援と社会参加の増進を図ることを目的とする。	医療法で規定する医療提供施設に委託を行い、当該施設の空きベッド等を利用し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)を受け入れる事業に要した経費を委託料として支弁する。(委託実績なし)	○短期入所事業
高槻市	高槻市共同生活介護(ケアホーム)利用に係る追加支援事業	共同生活介護(ケアホーム)利用者に対する追加支援給付費の支給申請、決定及び支給の手続等について必要な事項を定め、もって重度重複障がい者等に追加支援を行うことで、住み慣れた地域での生活の継続や地域への移行促進を目的とする。	医療的ケアが必要な障がい者等を受け入れたケアホームに対して助成する。	○共同生活介護事業(ケアホーム)
茨木市	茨木市重度重複障害者等支援事業	重度重複障がい者等に障害者自立支援法に規定する生活介護事業所及び共同生活介護(ケアホーム)を行う指定障害福祉サービス事業者に対し、補助金を交付することにより障がい福祉サービス事業の円滑な運営を促進し、もって重度重複障がい者等の在宅生活の充実を図ることを目的とする。	重度障がい者であっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その体制づくりに向けた整備を行うため、生活介護とケアホームの事業を実施する事業所に対して、医療的ケアが必要、要行動援護者、重度重複障がい害などの利用者を受け入れた場合、助成する。	○生活介護事業 ○共同生活介護事業(ケアホーム)
大東市	大東市障害福祉施設機能強化推進費	障がい福祉施設に通所する、医療的ケアを必要とする重症心身障がい者(児)の日常活動の場の確保、処遇改善および介護者のレスパイトを図り、受け入れ施設の安定した運営を助成するため、大東市障害福祉施設機能強化推進費を支給する。	医療的ケアが必要な重症心身障がい者(児)が日中に通所できる場としての生活介護事業所等を確保するため、生活介護事業所等に医療的ケアが必要な利用者を受け入れた場合、助成する。 なお、助成条件として、看護師配置および看護師による医ケア支援の提供が必要であり、1日当たり2,500円の加算費を支給している。	○医療的ケア加算事業
東大阪市	東大阪市障がい者共同生活介護(ケアホーム)運営安定化補助金	障がい者の日常生活上における援助及び介護を行うケアホーム事業所(障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を提供する事業所)の運営経費の一部を補助することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする。	共同生活介護(ケアホーム)に医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿、人工呼吸器、点滴(注射)に管理及びストマの交換)が必要な者を受け入れた場合、加算を実施する。	○共同生活介護事業(ケアホーム)